

社会福祉法人茂原市社会福祉協議会 職員倫理綱領

この倫理綱領は、茂原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の実施する社会福祉事業の全ての利用者（以下、「利用者」という。）が、そのサービスを利用する過程において、人としての尊厳や権利が守られるよう、本会職員（以下「職員」という。）が遵守すべき行動規範として策定しました。

私たちは、「人として人を支える」この仕事に誇りを持ち、その使命と専門的役割を自覚し、確固たる倫理観をもって、お互いに支えあい、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会の実現」に取り組んでいきます。

1. 個人の尊厳の尊重

私たち職員は、全ての人々の基本的人権を積極的に擁護し、利用者一人ひとりをかけがえのない大切な存在として尊重します。

2. プライバシーの尊重

私たち職員は、利用者の生活におけるプライバシーを守り、また個人の情報が、承諾なしに勝手に使用されないことを保障します。

3. 知る権利の尊重

私たち職員は、利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、利用者の知る権利を保障します。

4. 自己決定の尊重

私たち職員は、利用者が自らの意思によって選択し、決定する権利を保障します。自己決定にあたっては、十分な説明や同意を得ることに配慮し、また、不当・過度の干渉は行わないことを保障します。

5. 不当に財産が侵されない権利の尊重

私たち職員は、利用者の年金、預貯金及び所持金等が不当に侵害されることなく、適切に処理、管理されることを保障します。

6. 社会参加の支援

私たち職員は、利用者の年齢、障がいの状態などにかかわらず、地域社会を構成する一員として社会参加できるよう支援します。

7. 住民参加・協働による地域福祉の推進

私たち職員は、地域住民、社会福祉を目的とする各種団体、民間企業、行政機関などと連携・協働し、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進します。

8. 虐待防止と人権擁護

私たち職員は、利用者の安全と人権を擁護するため、虐待等の早期発見、虐待防止とその適切な対応に取り組みます。

9. 身体拘束等の適正化の推進

私たち職員は、身体拘束を原則禁止とし、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

10. 専門性の追求

私たち職員は、自らの専門的役割とその使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、誰もが地域の中でその人らしく、安心して暮らせるよう支援し続けます。

令和4年4月1日 制定
社会福祉法人 茂原市社会福祉協議会